

4 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成16年分の源泉所得税課税状況、源泉徴収義務者数等の状況について、全数調査若しくは標本調査により調査・集計したものである。

源泉徴収税率等			
利子所得	源泉分離課税適用分	15%	
配当所得	上場株式等の配当等	7%	
	その他の配当等	20%	
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	源泉徴収選択口座内調整所得金額 × 7%		
給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)	
退職所得	課税退職所得金額に応じ、所定の税率を適用して求めた額	(略)	
	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%	
報酬・料金等	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)	1回の支払金額 { 100万円までの部分 10% 100万円超の部分 20%	
	弁護士・税理士等(同第2号)		
	職業野球選手、騎手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手等(同第4号)		
	芸能等についての出演、演出等(同第5号)		
	契約金(同第7号)		
		(控除額)	} 10%
	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号)	1回の支払金額につき1万円	
	職業拳闘家(同第4号)	" 5万円	
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号)	月中の支払金額につき12万円	
	バー、キャバレーのホステス等(同第6号)	1回の支払金額につき(5千円×日数)	
広告宣伝の賞金(同第8号)	" 50万円		
競馬の馬主が受ける賞金(同第8号、第174条)	1回の支払賞金額につき (賞金額の20% + 60万円)		
診療報酬(同第3号)	月分の支払金額につき20万円		
生命保険契約等に基づく年金 (年額25万円以上の場合)	(支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額) × 10%		